



平成 28 年 6 月 21 日

各 位

株式会社 **フレンテ**

上場会社名	
代表者	代表取締役社長 小池 孝
(コード番号)	2226)
問合せ責任者	執行役員経営支援本部副本部長 藤井裕典
(TEL)	03-3979-2116)

## 当社グループ組織再編（当社子会社との合併）、 並びに商号及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 21 日開催の取締役会において、当社及び当社の完全子会社を当事者とするグループ組織再編（以下「本組織再編」といいます。）、並びに商号変更等を含む定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本組織再編の一部と商号の変更、及び定款の一部変更は平成 28 年 9 月 28 日開催予定の定時株主総会で承認されることを条件としております。

また、本組織再編は完全子会社を対象とする吸収合併であることから、開示事項・内容の一部を省略しております。

### 記

#### <背景と全体概要>

当社グループは、構造改革と次世代育成に取り組むとともに、企業価値最大化のためのスキームの検討を進め、平成 28 年 4 月 7 日に「グループ組織再編を通じたコーポレートブランド統合の検討開始に関するお知らせ」を開示いたしました。

検討の結果、当社、株式会社湖池屋（以下「湖池屋」といいます。）、株式会社フレンテ・インターナショナル（以下「フレンテ・インターナショナル」といいます。）、及び株式会社アシスト（以下「アシスト」といいます。）の 4 社を吸収合併により統合し、統合会社の商号を創業の原点である株式会社湖池屋とすることを決議いたしました。

その統合会社の経営体制につきましては、マーケティング力の強化と意思決定プロセスの改革という観点から検討を重ね、更にコーポレート・ガバナンスの観点から監査等委員会においても検討を行ってまいりました結果、現 代表取締役社長の小池孝が代表取締役会長に、社外出身の現 執行役員佐藤章が代表取締役社長に就任し、ツートップ体制で臨むことといたします。

組織再編によるコーポレートブランドの統合、及び経営体制の刷新により、新たな“湖池屋”が誕生します。“湖池屋品質”をはじめとする経営資源を再確認し、オリジナルにこだわり、時代の潮流に合わせながら本物の価値を提供し続けてきた湖池屋の根源的価値を追求してまいります。

今後、湖池屋の本物の価値を国内のみならず海外にも積極展開し、お客様・お取引先・従業員・コミュニティ・株主をはじめとするステークホルダーの皆様にご貢献することにより、持続的な成長を目指してまいります。

## I. 当社グループ組織再編について

### 1. 本組織再編の目的

当社グループは、平成 28 年 4 月 7 日付開示「グループ組織再編を通じたコーポレートブランド統合の検討開始に関するお知らせ」のとおり検討を進め、当社を最終的な存続会社として、当社、並びにいずれも当社の完全子会社である湖池屋、フレンテ・インターナショナル、及びアシストの 4 社を吸収合併により統合し、コーポレートブランドの統合を図ります。

### 2. 本組織再編の要旨

#### (1) 本組織再編の方式

下記のとおり、各会社間において吸収合併を実施します。最終的に当社は吸収合併存続会社として存続し、湖池屋、フレンテ・インターナショナル、アシストは吸収合併消滅会社となって解散します。

##### ①フレンテ、湖池屋、及びフレンテ・インターナショナルの統合

当社を吸収合併存続会社、湖池屋を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行います。

なお、当該吸収合併に先立ち、湖池屋を吸収合併存続会社、フレンテ・インターナショナルを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行います。

##### ②フレンテ及びアシストの統合

当社を吸収合併存続会社、アシストを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行います。

#### (2) 本組織再編の日程

##### ①フレンテ及び湖池屋の吸収合併

取締役会決議日（フレンテ・湖池屋）	平成 28 年 6 月 21 日
契約締結日	平成 28 年 6 月 21 日
株主総会決議日（フレンテ）	平成 28 年 9 月 28 日（予定）
組織再編の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日（予定）

本合併は、湖池屋においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併であるため、合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

##### ②フレンテ及びアシストの吸収合併

取締役会決議日（フレンテ・アシスト）	平成 28 年 6 月 21 日
契約締結日	平成 28 年 6 月 21 日
組織再編の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日（予定）

本合併は、当社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併であり、アシストにおいては第 784 条第 1 項に定める略式合併であるため、いずれも合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

なお、今後手続きを進める中で、実行に支障をきたす重大な事由が生じた場合等には、当社及び当社の完全子会社で協議して日程、手続き、条件等を変更する場合があります。

#### (3) 本組織再編に係る割当ての内容

当社は湖池屋及びアシストの全株式を所有しており、いずれの吸収合併についても株式その他の金銭等の割当てはありません。

- (4) 本組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
湖池屋及びアシストは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

### 3. 本組織再編の当事会社の概要

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社	吸収合併消滅会社						
(1) 名称	株式会社フレンテ	株式会社湖池屋	株式会社アシスト						
(2) 所在地	東京都板橋区成増五丁目9番7号	東京都板橋区成増五丁目9番7号	東京都板橋区成増五丁目9番7号						
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小池孝	代表取締役会長 小池孝	代表取締役会長 小池孝						
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理	スナック菓子の製造、販売	工場メンテナンス						
(5) 資本金	2,269	30	10						
(6) 設立年月日	昭和52年1月13日	昭和33年1月21日	昭和61年9月3日						
(7) 発行済株式数	5,335,000株	60,000株	20,000株						
(8) 決算期	6月	6月	6月						
(9) 大株主及び持株比率 (平成27年12月31日現在)	日清食品ホールディングス株式会社 34.5% 小池孝 16.5%	株式会社フレンテ 100%	株式会社フレンテ 100%						
(10) 最近3年間の経営成績及び財政状態									
決算期	株式会社フレンテ (連結)			株式会社湖池屋			株式会社アシスト		
	25年 6月期	26年 6月期	27年 6月期	25年 6月期	26年 6月期	27年 6月期	25年 6月期	26年 6月期	27年 6月期
純資産	10,136	10,088	12,266	3,468	3,285	3,222	225	225	173
総資産	18,666	17,897	19,985	14,421	12,213	12,562	238	236	184
1株当たり純資産 (円)	2,278.54	2,262.44	2,288.41	57,806.01	54,761.38	53,703.13	11,286.31	11,262.39	8,696.50
売上高	29,128	30,869	31,165	27,273	28,707	28,919	147	136	118
営業利益	△198	340	255	△177	252	154	△14	△0	△2
経常利益	△129	377	292	△162	252	171	△14	△0	△1
親会社株主に 帰属する 当期純利益	△106	169	163	△114	118	89	△8	△0	△1
1株当たり当 期純利益 (円)	△23.92	38.07	32.81	△1,901.71	1,980.50	1,486.89	△436.85	△23.93	△65.89
1株当たり配 当金 (円)	47.50	47.50	47.50	5,000	2,500	2,500	—	2,500	2,500

(単位：百万円、特記しているものを除く。△は損失。)

#### 4. 本組織再編後の状況

当社の商号を変更し、定款の一部変更を行います。（「Ⅱ. 商号の変更及び定款の一部変更について」をご参照ください。）なお、本吸収合併による当社の所在地、代表者、資本金及び決算期の変更はありません。

	吸収合併存続会社
(1) 名称	株式会社湖池屋
(2) 所在地	東京都板橋区成増五丁目9番7号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 小池孝 代表取締役社長 佐藤章
(4) 事業内容	スナック菓子、健康食品の製造、販売
(5) 資本金	2,269 百万円
(6) 決算期	6月

#### 5. 今後の見通し

本組織再編は、当社及び当社の完全子会社を当事者とするものであり、当社の平成28年6月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

なお、平成28年6月期の当社の個別財務諸表におきまして、湖池屋の株式についての減損処理による子会社株式評価損を特別損失として計上する見込みであります。評価損の発生は、経営資源をグループ全体最適で管理し、湖池屋からフレンテに配当を行っていたことによるものであります。かかる当該子会社株式評価損は、連結財務諸表上では消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

本組織再編後の業績見通し等につきましては、明らかになり次第お知らせいたします。

## Ⅱ. 商号の変更及び定款の一部変更について

### 1. 商号の変更について

#### (1) 変更の理由

上記「Ⅰ. 当社グループ組織再編について」に記載のとおり、当社は、完全子会社3社を吸収合併により統合いたします。

かかる新体制の下の当社の商号を株式会社湖池屋とすることで、コーポレートブランドを“湖池屋”に統合いたします。

なお、本商号変更は平成28年9月28日開催予定の定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件としております。

#### (2) 新商号（英文表記）

株式会社湖池屋（英文：KOIKE-YA Inc.）

#### (3) 変更予定日

平成28年10月1日

### 2. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の目的

上記「Ⅰ. 当社グループ組織再編について」の実施等に伴い、以下のとおり当社の定款の変更について、平成28年9月28日開催予定の定時株主総会に付議することといたします。

①定款第1条（商号）

「1. 商号の変更について」に記載のとおり、当社の商号を変更するものであります。

②定款第2条（目的）

本組織再編に伴い、当社は純粋持株会社から事業会社に移行することとなりますので、事業の目的を変更するものであります。

③定款第12条（買収防衛策）

当社は平成25年の第37回定時株主総会の終結の時をもって、金融商品取引法の改正等により、大量買付行為に関する手続の整備が進み、また、当社を取り巻く経営環境も変化したことから買収防衛策を非継続といたしております。

さらに、その後のコーポレートガバナンス・コードの導入を契機に、株主の権利を不当に妨げることなく信頼に応え、受託者責任を全うし、コーポレート・ガバナンスの強化に努めることが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断しております。

以上を踏まえ、関連する条文の削除を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社フレンテと称し、英文では <u>Frente Co.,Ltd.</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p><u>(1) ~ (19) (条文省略)</u></p>	<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社湖池屋と称し、英文では <u>KOIKE-YA Inc.</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営むこと並びに</u>次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする</p> <p><u>(1) 食料品、菓子類、飲料及び原材料の製造加工販売</u></p> <p><u>(2) 医薬部外品及び化粧品の製造及び販売</u></p> <p><u>(3) 酒類の販売</u></p> <p><u>(4) 肥料、飼料及びそれらの原料並びに農業用資材の製造販売</u></p> <p><u>(5) 日用品雑貨の販売</u></p> <p><u>(6) 前各号の商品の輸出入並びに仕入販売</u></p> <p><u>(7) 新商品の開発計画、企画、立案及び販売調査の受託</u></p> <p><u>(8) 汚水処理施設の維持及び管理業務</u></p> <p><u>(9) 一般労働者派遣事業</u></p> <p><u>(10) 各種食料品及び菓子類の小売店並びにその他飲食店の経営</u></p> <p><u>(11) ソフトウェアの開発、販売、取得及び利用の</u></p>

<p>(20) ~ (35) (条文省略)</p> <p>2. <u>当社は、次の業務を行うことを目的とする。</u> (1) ~ (9) (条文省略)</p> <p>3. <u>前各項及び各号に附帯・関連する一切の業務</u></p> <p>第3条~第11条 (条文省略)</p> <p><u>(買収防衛策)</u></p> <p>第12条 当社は、株主総会の決議により、買収防衛策を導入、変更及び廃止することができる。なお、買収防衛策とは、当社が資金調達等の事業目的を主要な目的とせず、新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。</p> <p>2. <u>当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p>3. <u>当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p>(2) <u>当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取扱うことができること</u></p>	<p>業務</p> <p>(12) <u>金銭の貸付・保証及び投資</u></p> <p>(13) <u>倉庫業及び貨物自動車運送業に関する事業</u></p> <p>(14) <u>建造物及び構築物の警備業務</u></p> <p>(15) <u>グループ会社の経理及び給与計算事務の受託</u></p> <p>(16) <u>グループ会社の取扱商品の販売業務の受託</u></p> <p>(17) <u>不動産の売買、賃貸借、管理及びその仲介</u></p> <p>(18) <u>売電事業</u></p> <p>(19) <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
--	---

第13条～第35条 (条文省略)

第12条～第34条 (現行どおり)

(3) 日程

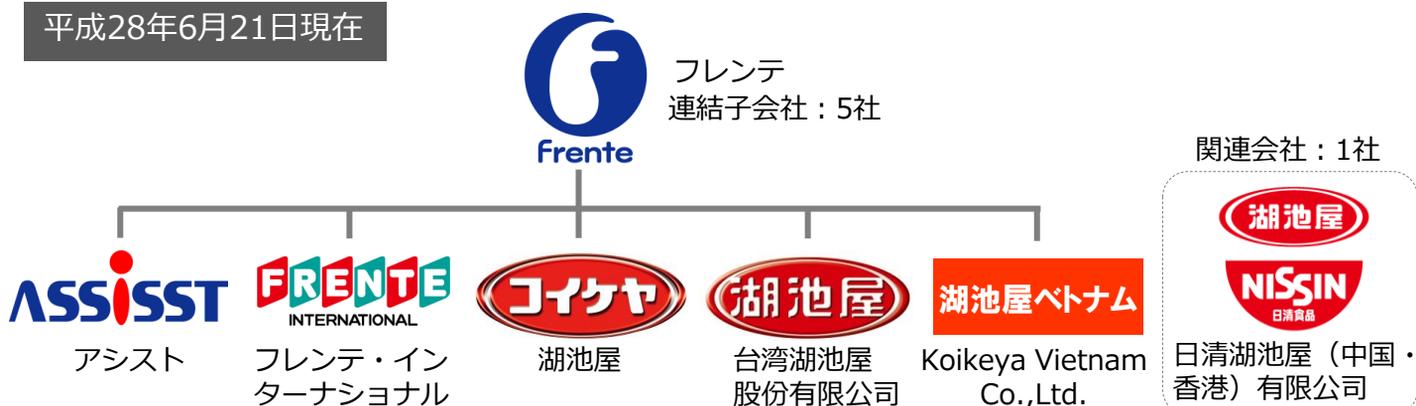
定款変更のための株主総会開催日 平成28年9月28日 (予定)

効力発生日 平成28年10月1日

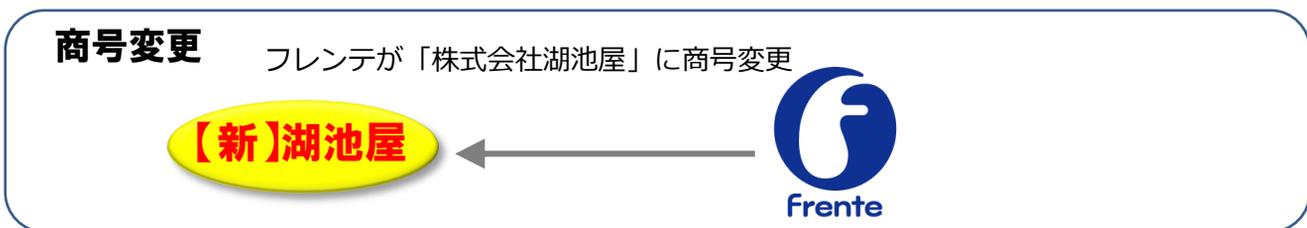
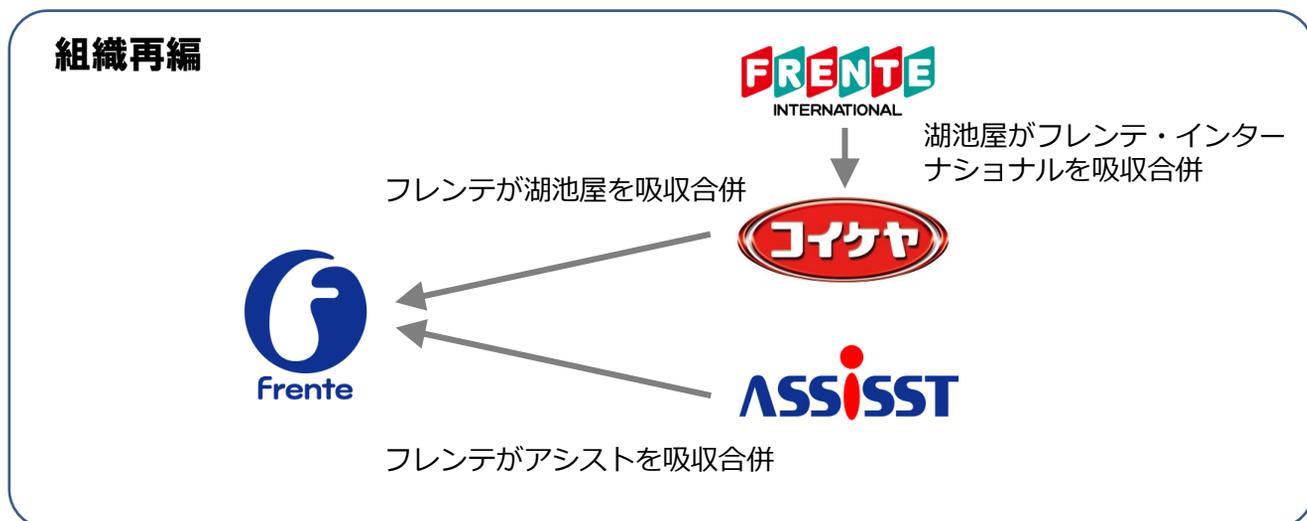
以上

# (参考)組織再編を通じたコーポレートブランド統合

平成28年6月21日現在



平成28年10月1日（予定）



平成28年10月1日以降の組織体制（予定）

